

知って
いますか?

安心して暮らしていくための 成年後見制度



成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、銀行などの利用や福祉サービスの手続きなど、ひとりで決めることが難しかったり、不安があったりする場合にそのお手伝いをする制度です。

日常生活に起きるトラブルや不安を感じる場面・・・



入院費用が必要でも 本人ではないので 預金が引き出せない!

急な入院で本人が銀行に行けなくなってしまう、治療費が必要でも預金が引き出せなくなってしまう。



物忘れが出てきて、 一人暮らしが 不安になってきた・・・

出先から帰れなくなってしまう、同じものを買ったりと、日常生活に支障が出始め心配になったが、どうすればいいのかわからない。



訪問販売で よくわからないまま 契約してしまった!

突然家に訪ねてきた販売員に言われるがまま、必要のない高額な商品を購入してしまった。

こんな時、成年後見制度を利用してサポートを受けられます!

不安を感じることがあれば、まずは裏面記載のお近くの相談窓口へご相談ください! 成年後見制度によるサポート内容の詳細は裏面に! >>>



成年後見制度を利用すれば、 毎日の暮らしも、もしものトラブルも サポートしてもらえるので安心です!

お元気なうちに信頼できる人をお願いすることも可能です

成年後見人等のサポート内容

① 資産や生活に合わせた お金の使い方をサポート

生活や資産状況を確認し、お金をどうやって使っていくかの計画を立て、銀行の手続きや管理などをサポートしていきます。



② 介護や福祉サービスが 適切に受けられる ようにサポート

ご本人の希望や生活の様子から、必要な福祉サービスを選んだり、介護施設の入所手続きなど行います。



③ 悪質な訪問販売など お金のトラブルから守る!

悪質業者にだまされて、必要のないものを買われるなどのトラブルに巻き込まれた場合は、代わりにその契約を取り消す手続きを行います。



④ 生活状況や資産・土地を 管理・家庭裁判所へ報告

ご本人の健康状態や生活の様子、資産や土地の所有状況を家庭裁判所へ報告し、管理していきます。



成年後見制度ご利用までの流れ

① 相談

まずは地域の相談窓口で制度の利用についてご相談ください。



② スクリーニング

制度利用の必要性や成年後見人等の適任者について検討します



③ 成年後見人等の決定

家庭裁判所へ申請。
成年後見人等が決定します。



まずはお気軽にご相談ください!

掛川市役所 長寿推進課

〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

☎ 0537-21-1142

掛川市役所 福祉課

〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

☎ 0537-21-1215

掛川市社会福祉協議会

〒436-0079 掛川市掛川910-1

☎ 0537-22-1294

東部ふくしあ

〒436-0083 掛川市蓮ヶ谷881-1

☎ 0537-61-2900

中部ふくしあ

〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30

☎ 0537-28-9713

西部ふくしあ

〒436-0222 掛川市下垂木1270-2

☎ 0537-29-5977

南部大東ふくしあ

〒437-1416 掛川市三俣620

☎ 0537-72-1116

南部大須賀ふくしあ

〒437-1393 掛川市西大淵100

☎ 0537-48-1007